

居宅介護支援重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

| | |
|---------|---|
| 名称・法人種別 | 一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団 |
| 代表者名 | 理事長 尼川 龍一 |
| 所在地・連絡先 | (所在地) 〒606-8273 京都市左京区北白川山ノ元町47番地 (電話) 075-781-5191 (FAX) 075-702-9996 |

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

| | |
|---------|---|
| 事業所名 | バプテスト居宅介護支援事業所 |
| 所在地・連絡先 | (所在地) 〒606-8273 京都市左京区北白川山ノ元町47番地 (電話) 075-702-5970 (FAX) 075-702-5981 |
| 事業所番号 | 2650680107 |
| 管理者の氏名 | 保福 悦子 |

(2) 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 人数 (人) | 区分 | | 常勤換算後 の人数(人) | 職務の内容 |
|---------|-----------|-------|--------|-----------------|---|
| | | 常勤(人) | 非常勤(人) | | |
| 管理者 | 1人 | 1人 | | 1.0 | 1. 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2. 従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。 3. 管理者は主任介護支援専門員です。 |
| 介護支援専門員 | 6人 | 6人 | | 6.0 | 居宅介護支援業務を行います。 |
| 事務職員等 | 1人 | | 1人 | 0.85 | 介護給付費の請求事務及び通信・連絡事務等を行います。 |

(3) 通常の事業の実施地域

| | |
|------------|--|
| 通常の事業の実施地域 | 京都市左京区中部南部（北白川学区、浄楽学区、錦林東山学区、吉田学区、岡崎学区、聖護院学区、川東学区、新洞学区）の区域 |
|------------|--|

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

| | |
|---------|--------------------------|
| 営業日 | 営業時間 |
| 月曜日～土曜日 | 9:00～17:00 |
| 営業しない日 | 日曜日・国民の祝日 12月29日～1月3日 |

(5) 連絡先

| | | |
|----------------------|---------|---------------|
| 月～土 9:00～17:00 | 事業所電話 | 075-702-5970 |
| 月～土 17:00～翌9:00及び休業日 | 時間外携帯電話 | 080-2482-8301 |

※ 電話連絡は24時間受け付けています。

3 提供する居宅介護支援サービスの提供方法・内容等

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ア 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者などに不当に偏することのないよう公平中立に行います。
※当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- イ 居宅サービス計画作成開始に当たって、利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応し、居宅サービス計画案を利用者に提示する際は、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供します。
- ウ 利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所などの選定理由の説明を求めることができ、介護支援専門員は、利用者自身が主体的にサービスの選択が可能となるように支援します。
- エ 必要に応じて、多様な主体などが提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- オ 介護支援専門員は、利用者の意思に反して特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏した情報を提供したり、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスにのみによる居宅サービス原案を最初から提示することはせず、一定回数以上の訪問介護を位置づける場合には、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ます。

(2) 要介護等認定の申請代行、認定調査

- 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行います。
また、要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1箇月前には行われるよう必要な援助を行います。

(3) 医療保健福祉サービスの調整及び各事業者との連携

- ア 利用者が入院・入所された場合は、入院先の医療機関や介護保険施設と共有し、退院・退所後の円滑な在宅生活への移行を支援します。
- イ 入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えください。
- ウ 日頃から、介護支援専門員の連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳などと合わせて保管ください。
- エ 利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は予め利用者の同意を得て主治の医師などの意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師に交付します。
- オ 訪問介護事業所などから伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況にかかる情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断した場合は、それらを情報提供致します。
- カ 障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合等において、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。

(4) 給付管理業務

- 毎月保険者（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出します。

(5) 相談及び苦情処理、その他居宅介護支援事業に関すること

利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとします。

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10.7円)

| 区分 | | サービス単位 | サービス利用料金 | 備考 |
|--------------------|----------|---------|-----------|------------------------------|
| 居宅介護支援費 (I) i | 要介護1・2 | 1,086単位 | 11,620円/月 | 介護支援専門員 1人あたり利用者 45人未満 |
| | 要介護3・4・5 | 1,411単位 | 15,097円/月 | |
| 居宅介護支援費 (I) ii | 要介護1・2 | 544単位 | 5,820円/月 | 1人あたり利用者 45人以上60人 未満 |
| | 要介護3・4・5 | 704単位 | 7,532円/月 | |
| 居宅介護支援費 (I) iii | 要介護1・2 | 326単位 | 3,488円/月 | 1人あたり利用者 60人以上 |
| | 要介護3・4・5 | 422単位 | 4,515円/月 | |

※ ii と iii について：45件以上の部分について算定

・加算項目

| 加算項目 | サービス単位 | サービス利用料金 | サービス内容 |
|---------------|------------|----------|---|
| 初回加算 | 300単位 | 3,210円/月 | 新規及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| 特定事業所加算 | I. 519単位 | 5,553円/月 | 「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的開催すること」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 |
| | II. 421単位 | 4,504円/月 | |
| | III. 323単位 | 3,456円/月 | |
| | A. 114単位 | 1,219円/月 | |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 125単位 | 1,337円/月 | 日頃から医療機関などとの連携に関する取り組みをより積極的に行う事業所で、退院退所加算35回以上/年、ターミナルケアマネジメント加算15回以上/年の算定実績があり、特定事業所加算を算定している場合 |

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 入院時情報連携加算 | I. 250単位 II. 200単位 | 2,675円/月 2,140円/月 | 入院に当たって病院など職員に必要な情報提供をした場合 |
| 退院・退所加算 | I(イ). 450単位 I(ロ). 600単位 II(イ). 600単位 II(ロ). 750単位 III. 900単位 | 4,815円/月 6,420円/月 6,420円/月 8,025円/月 9,630円/月 | 退院・退所に当たり、病院・施設の職員と面談を行い居宅サービス計画を作成した場合 |
| 通院時情報連携加算 | 50単位 | 535円/月 | 利用者が医療機関において診察を受ける際に介護支援専門員が同席し情報連携を行い、ケアマネジメントを行う場合 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200単位 | 2,140円/月 | 病院等の求めにより、病院等の職員と利用者宅を訪問しカンファレンスを行いサービス利用の調整を行った場合 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400単位 | 4,280円/月 | 在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | ▲1/100 | | 虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合 |
| 業務継続計画未策定減算 | ▲1/100 | | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合 |
| 運営基準減算 | 50/100で算定 | | 運営基準減算に該当した場合 |
| 特定事業所集中減算 | ▲200単位 | | 特定事業所集中減算に該当した場合 |

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

| | |
|-------------------------|--------|
| 事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満 | 無料 |
| 事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上 | 1,080円 |

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、可能な限り居宅において利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう配慮して、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ的確に提供されるよう支援します。

(3) 利用者の人権擁護と虐待防止

「虐待の未然防止」「虐待などの早期発見」「虐待などへの迅速かつ適切な対応」に努めるため、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、指針の作成と従業員研修を行います。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知啓発します。また、カスタマーハラスメントの防止に向け、相談に応じ、適切に対応するための体制を整備し、被害者への配慮、被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施）を実施します。

(5) 業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症や自然災害時が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに委員会の開催、指針の整備、定期的な研修と訓練（シュミレーション）を実施します。

(6) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(7) その他

| 事 項 | 内 容 |
|-------------------|--|
| アセスメント（評価）の種類及び方法 | 「全国社会福祉協議会方式」により、利用者様の直面している課題等を評価し、利用者様に説明のうえ、ケアプランを作成します。 |
| 従業員研修 | 年2回以上、京都府や京都府医師会、京都府介護支援専門員協議会などが実施する居宅介護支援専門員研修に参加し、利用者様のサービス向上を図っています。 |
| 研修受け入れ、専門職に対する教育等 | 地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携しその役割を果たすことができる専門職の育成を目的として、研修受け入れや事例研究、発表及び教育を行っています。 |

| | |
|-------------|---|
| 記録の整備と電磁的記録 | 記録は5年間保管します。また、電磁的記録で書面作や保存を行う場合は「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取り扱いのためのガイドンス」及び「医療情報安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。 |
|-------------|---|

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

| | |
|--------------------------------------|---|
| 当事業所利用者様相談窓口 (人権擁護及び虐待防止に関する相談含む) | 窓口責任者 管理者 保福悦子 ご利用時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 075-702-5970 |
| 当法人相談窓口 | 窓口責任者 事務長 井上洋一 ご利用時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 075-702-5980 |
| 京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 | 受付時間: 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号: 075-702-1071 |
| 京都府国民健康保険団体連合会 (土・日・祝を除く) | 受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 電話番号: 075-354-9090 |

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、上記に加え京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家に関する秘密の保持について、事業者はサービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、医療機関や介護事業所等との連携にあたり、電話・面談・会議・ファックス・郵送・情報通信機器を用いて必要な情報を収集する場合も同様とします。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について、事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議や専門職の育成を目的とした研修受け入れ、教育等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書及び別紙に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項を十分説明し交付しました。

説明年月日： 年 月 日

事業者 住 所 京都市左京区北白川山ノ元町47番地
 事業者（法人）名 一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団
 事 業 所 名 バプテスト居宅介護支援事業所
 （事業所番号） 2650680107
 代表者名 管理者 保福悦子

説明者 職 名 担当介護支援専門員

氏 名 _____

私は、重要事項説明書及び別紙に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を十分受け、その内容を理解し、同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所 _____

氏 名 _____

(署名・法定)

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄：)